

天童市長期優良住宅の認定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の規定により天童市長が行う長期優良住宅建築等計画の認定等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定基準 法第6条第1項第1号から第6号までの基準をいう。
- (2) 性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (3) 住宅型式性能認定 住宅の品質確保の促進等に関する法律第31条第1項に規定する住宅型式性能認定をいう。
- (4) 認証型式住宅部分等 住宅の品質確保の促進等に関する法律第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等製造者が製造をするその認証に係る型式住宅部分等をいう。
- (5) 特別評価方法認定 住宅の品質確保の促進等に関する法律第58条第1項に規定する特別の試験方法又は計算方法を用いて評価する方法の認定をいう。

(性能評価機関の技術的審査)

第3条 法第5条第1項から第3項まで又は法第8条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、原則として当該申請を行う前に、性能評価機関による技術的審査及び長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証（様式第1号。以下「適合証」という。）の交付を受けるものとする。

2 前項に定める適合証は、次の各号に掲げる基準のすべてに適合することを証したものでなければならない。

- (1) 法第6条第1項第1号に規定する住宅の構造及び設備に関する基準
- (2) 法第6条第1項第2号に規定する住宅の規模に関する基準
- (3) 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イに規定する建築後の住宅の維持保全の方法等に関する基準
- (4) 法第6条第1項第4号ハ又は同条第5号ロに規定する資金計画に関する基準

(添付図書)

第4条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の表の項目の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の必要図書の欄に定めるものとする。

項目	必要図書
----	------

(1)	第3条第1項の規定により性能評価機関の技術的審査を受けた場合	適合証の写し
(2)	第10条第1項第1号の基準が適用される場合	当該基準に適合することを判断するために必要な図書
(3)	住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅の部分を含む住宅	住宅型式性能認定書の写し
(4)	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅	型式住宅部分等製造者認証書の写し
(5)	長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合	当該措置が講じられている旨を説明した図書又は特別評価方法認定書の写し

2 省令第2条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、次の表の項目欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の必要図書の欄に定めるものとする。

項目		必要図書
(1)	第3条第1項の規定により性能評価機関の事前審査を受け、適合証を添付した場合	各種計算書のうち次に掲げるもの ア 耐震等級の算出に必要な構造計算書 イ 省エネルギー対策等級の算出に必要な計算書
(2)	住宅型式性能認定書を添付した場合	当該認定書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
(3)	型式住宅部分等製造者認証書を添付した場合	当該認証書において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

（申請の取り下げ）

第5条 法第5条第1項から第3項まで又は法第8条第1項に規定する認定の申請を取り下げようとする場合は、長期優良住宅建築等計画認定申請取下届（様式第2号）の正本及び副本各1通を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

（建築等の取りやめ）

第6条 法第6条の規定により所管行政庁から認定を受けた長期優良住宅建築等計画（以下「認定長期優良住宅建築等計画」という。）に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめようとする場合は、住宅の建築（維持保全）取りやめ届（様式第3号）の正本及び副本各1通に、認定通知書及び認定申請書の副本並びにその添付図書を添えて市長に提出するものとする。

（計画を認定しない旨の通知）

第7条 市長は、法第5条第1項から第3項まで、又は法第8条第1項（法第9条第1項の規定による場合を含む。）に規定する認定の申請に係る計画が認定基準に適合しない場合は、認定基準に適合しない旨の理由を付し、長期優良住宅建築等計画否認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（計画を承認しない旨の通知）

第8条 市長は、法第10条に規定する承認の申請を承認しない場合は、長期優良住宅建築等計画否認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（審査の委託）

第9条 市長は、法第5条第1項から第3項まで又は法第8条第1項の規定による認定の申請があった場合は、第3条第1項に規定する技術的審査を受けた場合を除き、認定に係る審査の一部を、性能評価機関に委託することができる。

（居住環境の維持及び向上に関する基準）

第10条 法第6条第1項第3号に規定する居住環境の維持及び向上に配慮されたものとは、次の各号に定める基準のいずれにも適合するものとする。

- (1) 天童市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成3年条例第22号）第2条に規定する山形広域都市計画地区計画の区域内において、申請建築物の建築行為が都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2第1項に基づく届出を要する行為となる場合においては、申請建築物が当該区域に係る地区整備計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途、形態意匠、高さ若しくは垣又は柵の構造に係る制限のうち、数値等により具体的な制限がなされているものに限る。）に適合していること。
- (2) 都市計画法第4条第6項の都市計画施設の区域内に建築されるものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、申請された長期優良住宅建築等計画が良好な景観の形成並びに地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであると認める特別の事由があると市長が認めるときは、認定を行うことができるものとする。

（工事完了報告）

第11条 法第10条に規定する認定計画実施者は、当該認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅の建築の工事を完了したときは、工事完了報告書（様式第6号）を提出し、住宅が認定長期優良住宅建築等計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。

(改善命令)

第12条 法第13条第1項及び第2項に規定する改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令書（様式第7号）により行うこととする。

(認定の取消し)

第13条 法第14条第1項第1号に規定する認定の取消しは、市長が必要と認めるときに、法第14条第1項第1号に基づく認定取消通知書（様式第8号）により行うこととする。

2 法第14条第1項第2号に規定する認定の取消しは、法第14条第1項第2号に基づく認定取消通知書（様式第9号）により行うこととする。

附 則

この要綱は、平成21年6月4日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証

（申請者の氏名又は名称）

（登録住宅性能評価機関名）印

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、下記に掲げる基準に適合していることを証します。

記

- 1 住宅の位置 天童市
- 2 住宅又は建築物の名称
- 3 住宅の建て方
- 4 認定申請先の所管行政庁名 天童市
- 5 適合することを確認した認定基準の区分
 - (1) 法第6条第1項第1号関係（長期使用構造等）
 - (2) 法第6条第1項第2号関係（住宅の規模）
 - (3) 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係（建築後の住宅の維持保全）
 - (4) 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係（資金計画）

技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	
審査員氏名	

備考 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

様式第2号（第5条関係）

長期優良住宅建築等計画認定申請取下届

年 月 日

天童市長 様

届出者 住所

氏名

印

下記の認定の申請を取り下げたいので、天童市長期優良住宅の認定等に関する要綱第5条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 申請に係る住宅の位置

天童市

2 理由

※ 受付欄	※ 備考

備考

- (1) 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- (2) ※欄は記入しないでください。
- (3) この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

様式第3号（第6条関係）

住宅建築（維持保全）取りやめ届

年 月 日

天童市長 様

届出者 住所
氏名 ⑩

認定長期優良住宅建築等計画に基づく下記の住宅の建築又は維持保全を取りやめたので、天童市長期優良住宅の認定等に関する要綱第6条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
天童市
- 5 理由

※ 受付欄	※ 備考

備考

- (1) 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- (2) ※欄は記入しないでください。
- (3) この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

様式第4号（第7条関係）

長期優良住宅建築等計画否認定通知書

年 月 日

様

天童市長

下記の申請については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、天童市長期優良住宅の認定等に関する要綱第7条の規定に基づき、通知します。なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天童市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、天童市（訴訟において天童市を代表する者は天童市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
天童市
- 3 申請に係る住宅の位置
天童市
- 4 理由

様式第5号（第8条関係）

長期優良住宅建築等計画否認通知書

年 月 日

様

天童市長

下記の申請については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、天童市長期優良住宅の認定等に関する要綱第8条の規定に基づき、通知します。なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天童市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、天童市（訴訟において天童市を代表する者は天童市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
天童市
- 3 申請に係る住宅の位置
天童市
- 4 理由

工事完了報告書

年 月 日

天童市長 様

報告者 住所
氏名

印

下記の認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築物の工事が完了しましたので、天童市長期優良住宅の認定等に関する要綱第11条の規定により、報告します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
天童市
- 5 認定長期優良住宅建築等計画に基づき、住宅の建築が完了したことを確認した建築士等
 - (1) 資格 () 建築士 () 登録第 号
 - (2) 住所
 - (3) 氏名
 - (4) 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 - (5) 所在地
- 6 工事中の軽微な変更の内容

※ 受付欄	※ 備考

備考

- (1) 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- (2) 「6 工事中の軽微な計画変更の内容」は別紙とすることができます。
- (3) ※欄は記入しないでください。
- (4) 工事監理報告書等、認定長期優良住宅建築等計画に基づいて工事が行われた旨が確認できる書類を添付してください。
- (5) この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

改善命令書

年 月 日

様

天童市長

下記の認定長期優良住宅建築等計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条第1項（第2項）の規定により、改善に必要な措置を命じます。なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天童市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、天童市（訴訟において天童市を代表する者は天童市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
天童市
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限
年 月 日

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

法第 1 4 条第 1 項第 1 号に基づく認定取消通知書

年 月 日

様

天童市長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 1 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、同条第 2 項の規定に基づき、通知します。この通知により、認定通知書はその効力を失います。なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、天童市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、天童市（訴訟において天童市を代表する者は天童市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
天童市
- 5 理由

様式第9号（第13条関係）

法第14条第1項第2号に基づく認定取消通知書

年 月 日

様

天童市長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定に基づき申出のあった下記の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、通知します。この通知により、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 認定に係る住宅の位置
天童市